

岸和田市 男女共同参画に関する市民意識調査

アンケートのお願い

岸和田市では、性別に関わりなく、互いの人権を尊重し、個性と能力を発揮して、多様な生き方を選択できる男女共同参画社会を築くため、令和3年度に「第4期きしわだ男女共同参画推進プラン」を策定し、施策を推進しています。

この調査は、市民の皆様の男女共同参画に関する実態を把握し、第4期計画の中間見直しの基礎資料とするため実施するものです。

今回の調査は、無作為に抽出した岸和田市にお住まいの18歳以上の約2,400の方に、無記名でのご回答をお願いしています。個人の秘密がもれたり、他の用途に使われたりするなどのご迷惑をおかけすることは一切ありません。お手数をおかけし恐縮ですが、ご協力くださいますようお願いいたします。

なお、集計結果は、市のホームページなどを通じて公表する予定です。

【ご回答にあたってのお願い】

①郵送 または ②インターネット のいずれかでアンケートにご回答いただきます。いずれも質問内容は同じです。どちらか1つの方法でお答えください。

① 郵送による回答	② インターネットによる回答
1. 宛名のご本人がお答えください。 2. 調査票にボールペンまたは鉛筆で直接回答を記入してください。 3. 多くの質問は選択式になっています。あてはまる選択肢に「○」印を付けてください。 また、「その他」に「○」印を付けた方は、()に具体的な内容をご記入ください。 4. 回答終了後は、同封の返信用封筒に入れて、切手を貼らずに回答期限までにポストに投函してください。住所・氏名は記入不要です。	1. 宛名のご本人がお答えください。 2. 下記のURLを入力するか、QRコードを読み取ってアクセスしてください。 【URL】 https:// 【QRコード】 3. 表示にしたがって回答を進めてください。 4. 回答の途中でページから離れると、回答が無効になりますのでご注意ください。 (一時保存機能はご利用いただけます) 5. インターネットでご回答いただいた場合、調査票の返送は不要です。

【回答期限】 令和6年11月30日(土)までにご回答ください。

＜お問い合わせ先＞

岸和田市 市民環境部 人権・男女共同参画課 男女共同参画担当

〒596-0042 岸和田市加守町4丁目6番18号

電話：072-429-9858 FAX：072-441-2536

メール：jinkens@city.kishiwada.osaka.jp

1 あなた自身のことについて

問1 あなたの性別は。(○は1つ)

- | | | |
|------|------|-------------------|
| 1 男性 | 2 女性 | 3 その他(または回答したくない) |
|------|------|-------------------|

問2 あなたの現在の年齢は。(○は1つ)

- | | | |
|-----------|-----------|-----------|
| 1 18～19 歳 | 2 20～29 歳 | 3 30～39 歳 |
| 4 40～49 歳 | 5 50～59 歳 | 6 60～69 歳 |
| 7 70 歳以上 | | |

問3 あなたは結婚していますか。(○は1つ)

- | |
|---------------------------------------|
| 1 結婚している |
| 2 婚姻届を提出していないが、パートナー(事実婚・交際相手)と暮らしている |
| 3 過去に結婚していたが、離別・死別した |
| 4 結婚していない |
| 5 その他(具体的に:) |

問4 あなたとあなたの配偶者・パートナーの職業は何ですか。(それぞれに○は1つ)
配偶者・パートナーがいない方は、ご自身の欄だけ記入してください。

	① あなたご自身	② 配偶者・パートナー
正規社員・職員	1	1
契約社員・派遣職員	2	2
パート・アルバイト	3	3
自営業主・家族従業員	4	4
家事専業	5	5
学生	6	6
無職	7	7
その他	8 (具体的に:)	8 (具体的に:)

問5 あなたの家族構成は次のどれですか。(○は1つ)

- | |
|-------------------------------|
| 1 単身世帯 |
| 2 夫婦のみ(事実婚を含む) |
| 3 二世帯(自分と子、自分と親) |
| 4 三世帯(祖父母と親と自分、親と自分と子、自分と子と孫) |
| 5 その他(具体的に:) |

2 男女平等に対する意識について

問6 あなたは、次にあげる言葉などを知っていますか。（それぞれに○は1つ）

	内容を知っている	聞いたことがある	知らない
①男女共同参画社会	1	2	3
②岸和田市男女共同参画推進条例	1	2	3
③育児・介護休業法	1	2	3
④男女雇用機会均等法	1	2	3
⑤女性活躍推進法	1	2	3
⑥セクシュアル・ハラスメント	1	2	3
⑦ワーク・ライフ・バランス （仕事と家庭の調和）	1	2	3
⑧ジェンダー（社会的性別）	1	2	3
⑨ポジティブ・アクション （積極的改善措置）	1	2	3
⑩DV※ （ドメスティック・バイオレンス）	1	2	3
⑪リプロダクティブ・ヘルス／ライツ （性と生殖に関する健康・権利）	1	2	3

問7 あなたは、次の分野で男女が平等であると思いますか。
（それぞれに○は1つ）

	男性が優遇されている	どちらかといえば男性が優遇されている	平等である	どちらかといえば女性が優遇されている	女性が優遇されている	わからない
①家庭生活の中で	1	2	3	4	5	6
②職場で	1	2	3	4	5	6
③学校教育の中で	1	2	3	4	5	6
④地域活動の中で	1	2	3	4	5	6
⑤社会通念・慣習やしきたりなどで	1	2	3	4	5	6
⑥法律や制度の上で	1	2	3	4	5	6
⑦政治の中で	1	2	3	4	5	6
⑧社会全体で	1	2	3	4	5	6

問8 あなたは、「男は仕事をし、女は家事・育児をすべきである」という考え方について、どのように思いますか。(○は1つ)

1 賛成	3 反対	5 わからない
2 どちらかといえば賛成	4 どちらかといえば反対	

↓
問8-1へ

↓
問8-2へ

【問8で「1」「2」に○をつけた方におたずねします。】

問8-1 その理由は以下のどれに近いですか。(○は1つ)

1 日本の伝統的な家族の在り方だと思うから	
2 男が外で働いた方が、多くの収入を得られると思うから	
3 女が家庭を守った方が、子どもの成長などにとって良いと思うから	
4 家事・育児・介護と両立しながら、女が働き続けることは大変だと思うから	
5 その他（具体的に： _____）	
6 理由を考えたことはない	

【問8で「3」「4」を○をつけた方におたずねします。】

問8-2 その理由は以下のどれに近いですか。(○は1つ)

1 固定的な男女の役割分担の意識を押し付けるべきではないから	
2 男女ともに働いた方が、多くの収入を得られると思うから	
3 男女がともに仕事と家庭の両方に関わる方が、個人や社会にとって良いと思うから	
4 家事・育児・介護と両立しながら、男女が働き続けることは可能だと思うから	
5 その他（具体的に： _____）	
6 理由を考えたことはない	

【すべての方におたずねします。】

問9 あなたは、生活の中で「仕事」「家庭」「個人の生活」の3つのうち何を優先していますか。
また、何を優先したいですか。（「現状」と「希望」でそれぞれに○は1つ）

	① 現状	② 希望
「仕事」を優先	1	1
「家庭」を優先	2	2
「個人の生活(*)」を優先 * 地域活動、学習、趣味、付き合い等	3	3
「仕事」と「家庭」をともに優先	4	4
「仕事」と「個人の生活」をともに優先	5	5
「家庭」と「個人の生活」をともに優先	6	6
「仕事」と「家庭」と「個人の生活」3つの調和	7	7
その他（具体的に： _____）	8	8

問 10 次のことについて、あなたの家庭では現状として、男女でどのように分担していますか。（それぞれに○は1つ）

	ほとんど男性が している	男性が中心だが、 女性も手伝う	男性と女性が 同程度	女性が中心だが、 男性も手伝う	ほとんど女性が している	該当・ 対象者なし	単身者・ 同性のみの世帯
①生活費を得る	1	2	3	4	5	6	7
②日々の家計の管理	1	2	3	4	5	6	
③日常の家事	1	2	3	4	5	6	
④育児（乳幼児）	1	2	3	4	5	6	
⑤子どもの教育としつけ	1	2	3	4	5	6	
⑥家族の介護や看護	1	2	3	4	5	6	
⑦町内会などの地域活動への参加	1	2	3	4	5	6	

問 11 次のことについて、あなたの希望としては、男女でどのように分担したいと思いますか。（それぞれに○は1つ）

	ほとんど男性が行う	男性が中心だが、 女性も手伝う	男性と女性が 分担して行う	女性が中心だが、 男性も手伝う	ほとんど女性が行う	わからない
①生活費を得る	1	2	3	4	5	6
②日々の家計の管理	1	2	3	4	5	6
③日常の家事	1	2	3	4	5	6
④育児（乳幼児）	1	2	3	4	5	6
⑤子どもの教育としつけ	1	2	3	4	5	6
⑥家族の介護や看護	1	2	3	4	5	6
⑦町内会などの地域活動への参加	1	2	3	4	5	6

3 女性の社会進出について

問 12 女性が職業をもつことについて、あなたはどのようにお考えですか。(○は1つ)

- 1 職業をもち、結婚や出産に関わらず仕事を続ける方がよい
- 2 子どもができたら職業をやめ、大きくなったら再び職業をもつ方がよい
- 3 子どもができるまでは職業をもつ方がよい
- 4 結婚するまでは職業をもつ方がよい
- 5 女性は職業をもたない方がよい
- 6 その他（具体的に： _____）
- 7 わからない

問 13 あなたは、今の職場で性別によって差があると思いますか。(それぞれに○は1つ)

	優 遇 さ れ て い る 男 性 が	優 遇 さ れ て い る 女 性 が	平 等 で あ る	わ か ら な い
①募集・採用	1	2	3	4
②賃金	1	2	3	4
③仕事の内容	1	2	3	4
④昇進・昇格	1	2	3	4
⑤管理職への登用	1	2	3	4
⑥能力評価（業績評価・人事考課など）	1	2	3	4
⑦研修の機会や内容	1	2	3	4
⑧働き続けやすい雰囲気	1	2	3	4
⑨育児・介護休暇など休暇の取得のしやすさ	1	2	3	4

問 14 あなたは、出産・子育て・介護などの理由で、女性が仕事を辞めずに働き続けるためには、どのようなことが必要だと思いますか。(○は3つまで)

- 1 育児・介護休業制度の充実
- 2 企業経営者や職場の理解
- 3 労働時間の短縮、フレックスタイム制などの柔軟な勤務制度の導入
- 4 育児や介護のための施設やサービスの充実
- 5 夫、パートナーなど家族の理解や家事、育児、介護などへの参加
- 6 その他（具体的に： _____）
- 7 わからない
- 8 特になし

問 15 あなたは、出産・子育て・介護などの理由で仕事を辞めた後、女性が再就職しやすくするためには、どのようなことが必要だと思いますか。(○は3つまで)

1	育児や介護などによる退職者を同一企業で再雇用する制度の普及
2	性別に関わらず、正規職に転職しやすい雇用環境
3	労働時間の短縮、フレックスタイム制などの柔軟な勤務制度の導入
4	夫、パートナーなど家族の理解や家事、育児、介護などへの参加
5	育児や介護のための施設やサービスの充実
6	企業経営者や職場の理解
7	就職情報や職業紹介などの相談機関の充実
8	技能・技術を身につけるための研修や職業訓練の機会の充実
9	その他（具体的に： _____）
10	わからない
11	特にない

問 16 次にあげるような職業や役職において、今後女性がもっと増える方が良いと思うのはどれですか。(○はいくつでも)

1	都道府県の知事、市(区)町村長	2	国会議員、都道府県議会議員、市(区)町村議会議員
3	国家公務員・地方公務員の管理職	4	裁判官、検察官、弁護士
5	学校長、大学学長	6	大学教授、研究者
7	医師	8	国連などの国際機関の管理職
9	企業の管理職	10	起業家・経営者
11	労働組合の幹部	12	農協・漁協等、事業組合の役員
13	新聞・放送等マスコミ関係者	14	自治会長、町内会長等
15	その他（具体的に： _____）		
16	特にない		

問 17 あなた自身の経験に照らして、あなたの考えに最も近いものはどれですか。

(それぞれに○は1つ)

	そう 思う	どちら かという と そう 思う	どちら かという と そう 思わない	そう 思わない	わ か ら な い
①以前に比べて、社会で女性が活躍しやすくなっている	1	2	3	4	5
②以前に比べて、男女とも働き続けやすくなっている	1	2	3	4	5
③以前に比べて、男性の子育てへの参画が進んでいる	1	2	3	4	5
④以前に比べて、男性の介護への参画が進んでいる	1	2	3	4	5
⑤以前に比べて、地域活動が活発化している	1	2	3	4	5

問 18 あなたは、「女性の活躍が推進されている」とは、どのような状態だと思いますか。

(○は3つまで)

1 政治、社会、家庭あらゆる分野で女性の意見が尊重され反映されること 2 リーダーや会長の選定や昇進を検討する際に男女の性別を意識しなくなること 3 管理職や地域の会長などの役職につく女性が増えること 4 自ら会社・事業を経営する女性が増えること 5 女性が従事する職種・職域が増えること 6 仕事や家庭、地域活動などに男女の固定的な役割分担がないこと 7 出産しても、子育て期間中でも仕事を続ける女性が増えること 8 退職した後、再就職しても、また正社員になる可能性が開かれていること 9 女性の勤続年数が長くなること 10 働く女性の割合が増えること 11 仕事に対する意識（モチベーション）が高い女性が増えること 12 その他（具体的に： _____） 13 わからない
--

問 19 現在、「女性の福祉」、「人権の尊重や擁護」、「男女平等」といった視点に立ち、困難な問題を抱える女性への支援が求められていますが、女性が困難な状況から回復するためには、どんなことが必要だと思いますか（○は3つまで）

1 困難な状況に気づいてくれる人の存在 2 安心できる居場所 3 支援制度や相談窓口、専門機関など自分の助けになるような情報を得ること 4 実際に支援制度や相談窓口に助けを求めること 5 弁護士や医師、カウンセラーなど専門的な知識を持っている人からのサポート 6 経済的な自立 7 経済的な自立に必要なスキルや資格 8 いざという時に自分で自由に使えるお金 9 その他（具体的に： _____） 10 必要なことはない 11 わからない
--

4 男性の家事・育児などへの参加について

問 20 男性が家事・育児を行うことについて、どのようなイメージをお持ちですか。
(○はいくつでも)

- 1 男性自身の視野が広がり、仕事に役立つ
- 2 男性自身が育児に楽しみを感じ、幸せな人生をおくることができる
- 3 男性自身が子どもと信頼関係を育むことができる
- 4 男性自身が家事能力をつけて、自立できる
- 5 子どもに良い影響を与える
- 6 男性が仕事と両立させることは、現実として難しい
- 7 家事・育児は女性の方が向いている
- 8 妻が家事・育児をしていないと誤解される
- 9 周囲から冷たい目で見られる
- 10 その他（具体的に： _____）
- 11 わからない
- 12 特にない

問 21 今後、男性が家事・子育て・介護・地域活動に参加していくためにはどのようなことが必要だと思いますか。(○は3つまで)

- 1 労働時間短縮や休暇制度を普及することで、仕事以外の時間を多く持てるようにすること
- 2 男は仕事をし、女は家事・育児をすべきという社会通念をなくすこと
- 3 夫婦や家族間でのコミュニケーションをよく図ること
- 4 社会の中で、男性による家事、子育て、介護、地域活動についても、その評価を高めること
- 5 男性が子育てや介護、地域活動を行うための、仲間（ネットワーク）作りをすすめること
- 6 男性の家事や子育て、介護等の技能を高めること
- 7 男性が家事などに参加することに対する男性自身の抵抗感をなくすこと
- 8 男性が家事などに参加することに対する女性の抵抗感をなくすこと
- 9 男性が家事、子育て、介護、地域活動に関心を高めるよう啓発や情報提供を行うこと
- 10 家庭や地域活動と仕事の両立などの問題について、男性が相談しやすい窓口を設けること
- 11 その他（具体的に： _____）
- 12 わからない
- 13 特に必要なことはない

5 社会参加について

問 22 現在、あなたは地域で社会活動に参加されていますか。(○は1つ)

1 何らかの社会活動に参加している	
2 特に参加している活動はないが、今後参加してみたいものがある	→ 問 22-1 へ
3 参加したいと思うが参加できない	
4 今後とも参加したくない	→ 問 22-2 へ

【問 22 で「1」「2」に○をつけた方におたずねします。】

問 22-1 現在、参加しているしていないに関わらず、今後参加してみたいと思う社会活動は何ですか。(○はいくつでも)

1 自治会・町内会などの行事や活動	2 高齢者や障害のある人などのための福祉活動
3 子育て支援や子どもの育成活動	4 消費者問題等に関する市民活動
5 清掃・美化や環境保全のための活動	6 防犯活動や防災活動
7 国際理解・国際交流関連や外国人の支援活動	8 趣味やスポーツのサークル活動
9 市民講座や文化・教養講座などの受講	10 まちづくりに関する活動
11 その他（具体的に：	）

【問 22 で「3」「4」に○をつけた方におたずねします。】

問 22-2 社会活動に参加できない理由、参加したくない理由は何ですか。(○はいくつでも)

1 時間がない（仕事や子育て、介護など）	2 健康や体力に不安がある
3 経済的に余裕がない	4 家族の理解が得られない
5 人間関係がわずらわしい	6 保育サービスが不足している
7 活動時間が合わない	
8 その他（具体的に：	）
9 支障になるようなことは何もない	

6 DV（ドメスティック・バイオレンス）について

※DV（ドメスティック・バイオレンス）

配偶者、配偶者であった者、恋人及び同棲関係にある者に対する身体的、性的、精神的、経済的又は社会的暴力をいいます。

問 23 あなたはDVについて、相談窓口があることを知っていますか。（○は1つ）

1 知っている

2 知らない

問 24 あなたは、次のようなことが配偶者・パートナーや交際相手の間で行われた場合、それをDVだと思いますか。（それぞれに○は1つ）

	どんな場合でもDVにあたると思う	DVにあたる場合もそうでない場合もあると思う	DVにあたるとは思わない
①なぐる、ける、引きずりまわす、突き飛ばす	1	2	3
②恐怖を感じるほど、大声でどなったりして言葉で脅す	1	2	3
③何を言っても無視をする	1	2	3
④電話やメールのチェックをしたり、外出・人付き合いを制限する	1	2	3
⑤性的な行為を強要したり、避妊に協力しない	1	2	3
⑥「誰のおかげで食べていられるんだ」「稼ぎが悪い」「お前はバカだ」などと暴言を吐く	1	2	3
⑦給料を取り上げたり、生活費を渡さないなど、経済的圧迫をする	1	2	3
⑧ものを投げる	1	2	3
⑨なぐるふりをする	1	2	3
⑩「別れるなら死ぬ」と脅す	1	2	3

問 25 あなたは配偶者・パートナーや交際相手に、次のような行為をされたり、したことがありますか。（「されたことがある」「したことがある」の中で○は1つずつ）

	A されたことがある			B したことがある		
	何 度 も あ っ た (ある)	一、 二 回 あ っ た (ある)	さ れ た こ と は な い	何 度 も あ っ た (ある)	一、 二 回 あ っ た (ある)	し た こ と は な い
*記入例	1	②	3	1	2	③
①なぐる、ける、引きずりまわす、 突き飛ばす	1	2	3	1	2	3
②恐怖を感じるほど、大声でどなったりして言葉で脅す	1	2	3	1	2	3
③何を言っても無視をする	1	2	3	1	2	3
④電話やメールのチェックをしたり、 外出・人付き合いを制限する	1	2	3	1	2	3
⑤性的な行為を強要したり、 避妊に協力しない	1	2	3	1	2	3
⑥「誰のおかげで食べてられるんだ」 「稼ぎが悪い」「お前はバカだ」などと暴言を吐く	1	2	3	1	2	3
⑦給料を取り上げたり、生活費を渡さないなど、経済的圧迫をする	1	2	3	1	2	3
⑧ものを投げる	1	2	3	1	2	3
⑨なぐるふりをする	1	2	3	1	2	3
⑩「別れるなら死ぬ」と脅す	1	2	3	1	2	3

問 26 へ

【問 25 の「されたことがある」の欄で「1」または「2」に○をつけた方におたずねします。】

問 26 どこ(誰)に相談しましたか。(○はいくつでも)

- 1 家族・親戚
- 2 友人・知人
- 3 行政のDV相談窓口
- 4 医療関係者
- 5 警察
- 6 民間の専門家や専門機関(弁護士・カウンセラー)
- 7 その他(具体的に:)
- 8 誰にも相談しなかった
- 9 誰にも相談できなかった → 問 27 へ

【問 26 で「8」「9」に○をつけた方におたずねします。】

問 27 それはなぜですか。(○はいくつでも)

- 1 自分にも悪いところがあったと思った
- 2 自分さえ我慢すればやっていけると思った
- 3 相談したことがわかると仕返しされと思った
- 4 加害者に「誰にも言うな」と脅された
- 5 恥ずかしくて誰にも言えなかった
- 6 相談しても無駄だと思った
- 7 相手の行為は愛情の表現だと思った
- 8 相談するほどのことではないと思った
- 9 どこ(誰)に相談してよいのかわからなかった
- 10 相談相手の言動によって不快な思いをさせられると思った
- 11 世間体が悪い
- 12 他人を巻き込みたくなかった
- 13 他人に知られると、これまで通りの付き合いができなくなると思った
- 14 そのことについて思い出したくなかった
- 15 その他(具体的に:)

7 岸和田市立男女共同参画センターについて

問 28 あなたは、岸和田市立男女共同参画センターを知っていますか。(○は1つ)

1 知っている →問 29 へ

2 知らない

【問 28 で「1」に○をつけた方におたずねします。】

問 29 あなたは、岸和田市立男女共同参画センターを利用したことがありますか。
(○は1つ)

1 利用したことがない →問 30 へ

2 利用したことがある

【問 29 で「1」に○をつけた方におたずねします。】

問 30 利用したことがないのはなぜですか。(○は3つまで)

- | | |
|------------------------|-----------------------|
| 1 交通が不便 | 2 利用したい時間(曜日)に開館していない |
| 3 参加したい講座がない | 4 利用したい情報等がない |
| 5 男女共同参画センターについての情報がない | |
| 6 場所がわからない | |
| 7 その他(具体的に: |) |
| 8 特にない | |

【すべての方におたずねします。】

問 31 岸和田市立男女共同参画センターでは、さまざまな講座を開催しています。
興味があるテーマは何ですか。(○は3つまで)

- | | |
|----------------|---------------|
| 1 キャリアアップ・就労支援 | 2 スキルアップ・自己啓発 |
| 3 家庭・子育て | 4 介護・老後 |
| 5 健康・くらし | 6 法律・経済 |
| 7 リーダー養成 | 8 性の多様性 |
| 9 防災 | 10 DV |
| 11 その他(具体的に: |) |

8 男女共同参画社会の実現に向けた取り組みについて

問 32 男女共同参画社会を実現するために、今後、行政はどのようなことに力をいれていくべきだと思いますか。(〇は3つまで)

- | | |
|----|---|
| 1 | 法律や制度の面で見直しを行う |
| 2 | 国・地方公共団体の審議会委員や管理職など、政策決定の場に女性を積極的に登用する |
| 3 | 民間企業・団体などの管理職に女性の登用が進むよう支援する |
| 4 | 女性や男性の生き方や悩みに関する相談の場を提供する |
| 5 | 従来、女性が少なかった分野（研究者・政治家など）への女性の進出を支援する |
| 6 | 保育の施設・サービスや、高齢者や病人の施設や介護サービスを充実する |
| 7 | 労働時間の短縮や在宅勤務の普及など男女共に働き方の見直しを進める |
| 8 | 子育てや介護中であっても仕事が続けられるよう支援する |
| 9 | 子育てや介護などでいったん仕事を辞めた人の再就職を支援する |
| 10 | 男女の平等と相互の理解や協力について広報・PRする |
| 11 | 女性に対する暴力を根絶するための取組を進める |
| 12 | その他（具体的に： _____) |
| 13 | わからない |
| 14 | 特になし |

問 33 岸和田市が男女共同参画施策を進める上での、ご意見やご希望がありましたらお書きください。アンケート全体のご感想、ご意見でも結構です。

～ ご協力ありがとうございました ～

お手数ですが、この調査票は返信用封筒(切手不要)に入れて

11月30日(土)までにご返送をお願いします。

問6 用語説明

男女共同参画社会	男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会をいいます。
岸和田市男女共同参画推進条例	岸和田市における男女共同参画の推進に関する基本理念を定め、市、市民、事業者及び教育関係者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本的な事項を定め、男女共同参画の推進を図ることを目的に、平成22年12月に公布、平成23年4月に施行されました。
育児・介護休業法	正式には、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年5月施行）。労働者が原則として1歳に満たない子どもを養育するために育児休業をできます。一定の事情がある場合は、子どもが1歳6か月に達するまでの間、育児休業をできます。また、労働者が、要介護状態にある家族を介護するためにも介護休業をできます。
男女雇用機会均等法	正式には「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（昭和61年4月施行）。雇用の分野での性別による差別の禁止や、女性労働者の健康の確保などを目的としています。平成9年4月の改正では、事業主のセクシュアル・ハラスメント防止義務、平成19年4月の改正では、婚姻、妊娠、出産等を理由とする不利益取扱いの禁止などが盛り込まれました。
女性活躍推進法	正式名称を「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」といい、平成27年8月28日に成立しています。女性活躍推進法は、自らの意思で「働きたい」と希望する女性が職業に就くにあたって、より自由に活躍することができるような取り組みを行うことで、豊かな社会づくりを実現するために制定された法律です。
セクシュアル・ハラスメント	相手を不快にさせる性的な言動。基本的には、受け手がその言動を不快に感じた場合、セクシュアル・ハラスメントとなります。
ワーク・ライフ・バランス （仕事と家庭の調和）	一人ひとりが充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方を選択・実現できる社会に向けた取り組みをいいます。
ジェンダー（社会的性別）	生物学的・生理学的な性の違い（セックス）に対して、生まれた後に後天的に身についた社会的・文化的な性差をいう。「男らしさ、女らしさ」や「男はこうあるべき、女はこうあるべき」という固定的な考え方はジェンダーによるもの。
ポジティブ・アクション （積極的改善措置）	様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施していくものです。
DV （ドメスティック・バイオレンス）	配偶者、配偶者であった者、恋人及び同棲関係にある者に対する身体的、性的、精神的、経済的又は社会的暴力をいいます。
リプロダクティブ・ヘルス／ライツ （性と生殖に関する健康・権利）	個人の健康の自己決定権を保障する考え方で、いつ何人の子どもを産むか産まないかを女性が選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれています。